【指導例】

（別添資料２）



**【指導例１】　家庭での携帯電話のルールを考えよう！**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **家庭での携帯電話等の使用に関するルールづくりを通して、携帯電話等の依存や使い方によっては、日常生活に悪影響を及ぼすことを知り、携帯電話等に関わるトラブルを防ぎ、適切な使用を促す。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象：**小学生・中学生、保護者（児童生徒と保護者と合同も良い）**時　期：**ルール導入時、保護者が来校する機会（入学式等の行事、学級懇談会、個人懇談会等）等 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　携帯電話を使うと便利なこと、楽しいこと、やってみたいことをあげてみる。**好きな写真を撮って送るたくさんの友達といつでもメールなどをする新しい友達を作るゲームをする買い物をする耳が聞こえにくい友達とメールなどで会話ができる　　**２　でも！このカードの裏には「わな」が書いてあります。何が書いてあるかを考える。**変な写真が拡散やりすぎで体調を崩す　誤解からけんか　怖い人だった課金被害・成績ダウンいつのまにか高額請求**３　「わな」の落ちないためにはどうすればいいか、考える。**　○自分たちでルールを作ればいい。＜ルールづくりでの３つの視点＞　　　・加害者にならないためのルール　　　　　画像、個人情報、書き込み、ダウンロードや著作権など　　　・被害者にならないためのルール　　　　　フィルタリング、安全なアプリやサイトの利用など　　　・依存しないためのルール　　　　　使用時間の制限 | ・自由にあげさせる。・裏面にマイナス面を記入したカードを用意し、提示する。・学年に応じた言葉・内容で準備する。・カードを裏返して、提示する。・必要な場合は具体例をあげて解説する。・家庭での使い方のルール作りをする・保護者の参加があるなら、一緒に話し合いながら作成させる。 |
| **■資料等** |
| 「自分のルールを決めよう」（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（大阪府教育庁））URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/nettoijimetaisyohouh.html> |

**【指導例２】家庭での携帯電話ルールを作ろう！**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **学校（市町村教育委員会）が策定した携帯電話使用に関するルールの趣旨・内容の理解を図るとともに、家庭におけるルール作りを通して携帯電話の適切な使用を促す。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象：**保護者（PTA総会、学年、学級懇談会等を活用）**時　期：**適宜 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１．学校（市町村教育委員会）で策定したルールについて説明する。****２．家庭でのルール作りの「５つのポイント」について**１．子どもと話し合いながら決める。　　　ルールや設定は、自分を守るために必要であることを理解させる。２．子どもの発達段階に合ったルールを作る。　　　子どもの望むルールではなく、安全のために必要な内容にする。３．携帯電話の機能制限についてのルール盛り込む。　　　最小限必要な機能からスタートし、実態に応じて段階的に増やす。４．日常のインターネット利用について話し合う。　　　　 インターネット社会の長所と危険性について話し合い、ルールに反映させる。５．一度決めたルールも定期的に見直す。　　　友人関係や興味の変化など、子どもの実態に合わせて対応する。**２．「５つのポイント」を踏まえて家庭でルールを作る。**（資料等を活用）　　《話し合いの項目》１．携帯電話の使って良い機能２．その機能を使うときのルール３．携帯電話の使って良い時、ダメな時４．ネットの使用、アプリの使用について５．マナーその他の使用上のルール６．我が家オリジナルのルール**３．ルールを定期的に見直すことを確認する。**　　・進学・進級の時、機種変更の時、ルールが守れなかったときなど | ・学校と保護者の役割分担を押さえる。・保護者・子どもの双方が納得できるルールにすることが効果的であることを伝える。・資料のワークシートを活用する等して、家庭でのルール作りを促す。・家庭で作ったルールについて感想を聞く。 |
| **■資料等** |
| 「我が家のケータイルール」（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム　―追加資料―」（大阪府教育庁））URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/nettoijimetaisyohouh.html> |

**【指導例３】　携帯電話の使用について**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **公共の場におけるマナーを守らない携帯電話の使用方法は、相手に不快感を与えるなどの迷惑行為につながることに気づかせるとともに、必要なマナーについて考える。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象：**小学生（高学年）・中学生**時　期：**年度初め |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　それぞれの場面を見て、どう感じるか。また、どうすれば良いか考えよう。**○公共の場での携帯電話の使用場面について考える。・病院内の使用禁止区域で携帯電話を使用している。・映画館、図書館で携帯電話の音が鳴り響く。・電車の中で、携帯電話を使い、大声で話している。・歩きスマホ、自転車スマホ。○感じたこと、どうすれば良いか考える・患者の命に関わる、自分のことしか考えていない・集中できない、たまたま鳴ってしまった・周りの人が怪我をする。 ・誰にも迷惑をかけていない、どうしても使わないといけない時もある。**２　これら以外にも、携帯電話で人を困らせることがないか考えよう。**　・メールの返事が遅いと怒る。　　　・人の写真を勝手にSNSなどに投稿する。　等**３　どうすればよいのか考えよう。**〇それぞれの場面での適切な振る舞いについて考える。・ルールを守るだけでなく、マナーを身につけることも大切。・マナーを身につけていないとどうなるのか。・相手の気持ちを考えて行動することが重要。**４　携帯電話使用についての必要なマナーをまとめる** | ・導入で「インターネットや携帯電話でできることをあげてみよう。」など有用性について考えさせる。・公共の場で携帯電話を使用している場面を提示し、イメージをわかせる。・個人、ペア、グループで考えさせる・不快感につながることに気づかせる。・マナーは人間が快適に生活するために必要な心づかいであることに気づかせる。・自分たちでルールやマナーを守ることが必要であることに気づかせる。・保護者とのルール作りにつなげることも可能。 |
| **■資料等** |
| 「ケータイ&スマホ、正しく利用できていますか？(小中学生版）)（2017年版）（文部科学省）URL：<http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisaku2017/syoutyuu_smp2017.htm> |

**【指導例４】　児童会・生徒会でルールを作ろう！**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **児童生徒が、携帯電話等を使用するにあたって、自分たちで課題を見つけ話し合う中で、携帯電話等の使用に関する学校のルールをつくることで、適切な使用についての意識を高める。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象：**小学生・中学生**時　期：**通年（児童会・生徒会の役員変更時など） |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| ※事前に、全校で携帯電話等の使用についてのアンケート（「大阪スマホアンケート」や学校独自のもの）を実施し、その結果を集約する。**１　児童会・生徒会役員が結果を分析**　　・学年別の所持率、インターネットの接続時間と就寝時間やネットトラブルの関係等　　　**２　全校集会で児童会・生徒会役員から発信**＜アンケート項目の例＞・あなたは携帯電話を持っていますか。・一日どれくらい携帯電話等を触っていますか？・携帯電話をどのくらいの間隔で見ますか？・あなたは動画投稿をしたことがありますか？・夜、何時に寝ますか？・ネット上でけんかやトラブルになったことがありますか？（「大阪スマホアンケート」より）・アンケートの分析からわかったことや課題を伝え学校のルールづくりを行うことを提案する。**３　学級での話し合い**・提案を受け、各学級でアンケート結果や課題について話し合い、ルール案を決める。**４　学校のルールを決定する**・各学級からの案を児童会・生徒会で集約し、学校のルールを決め、集会等で報告する。**５　家庭や地域に発信する。**・児童会・生徒会通信やポスターなどを通じて、家庭や地域に発信する。　※決定した学校のルールをもとにした啓発動画の作成に発展させることも可能 | ・問題意識を持つために、アンケート分析を児童会・生徒会に行わせる。・課題の改善につながるルールを考えさせる。・学校のHPへ掲載するなど広く発信する。・学校の状況に応じて随時見直していく。 |
| **■資料等** |
| 「大阪スマホアンケート」（大阪府青少年・地域安全室青少年課）URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/nettaisaku/nettaisakuh30.html> |

**【指導例５】　スクールロイヤーによるいじめ防止授業**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **法律の専門家であるスクールロイヤーが児童生徒にいじめについての授業を行うことで、法律の観点からもいじめが重大な人権侵害であることを知り、いじめを行わない気持ちを育てる。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象：**小学生・中学生・教職員・保護者**時　期：**通年 |
| **■展開例** |
| 『スクールロイヤー』とは…学校教育に詳しい弁護士。大阪府教育庁では、スクールロイヤー制度を導入し、学校からの相談活動や研修、いじめの授業等を行っています。 |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　弁護士という職業について知る。****２　「いじめ」はなぜ問題なのか考える**○いじめはなぜ問題なのかを考え、意見を出し合う。　・気持ちが暗くなる。傷つく。　・何もしたくなくなる。学校に行くのが嫌になる。　・携帯電話によるいじめは、他の人に気づかれにくく、さらにひどいことになる。**２　みんなでやってみよう、考えよう！**○いじめの場面を想定し、ロールプレイングを行う。　・加害側と被害側で役割演技をする。○やってみての感想を出し合う。　・加害側もよい気持ちはしなかった。　・演技とわかっていても、ドキドキしてしんどい気持ちになった。**３　「いじめ」で考えてほしいことについて話を聞く。**○いじめの構造や法律の観点からいじめについて考える。　・「はやしたてる人はいじめていない？」「見ているだけの人はいじめていない？」**４　「いじめ」をなくすために、これからできることは何でしょう？**○いじめをなくすために何ができるかを考える。○いじめや携帯電話等でのトラブルの相談窓口についても周知する。 | ・権利を守る仕事であることを知らせる。・学級や個別の児童生徒の状況に配慮しながら実施する。・シナリオをもとに、短い劇を行う。（グループや全体等）・役割を交替し、それぞれの立場からの感想を出させる。・標語や自分たちのルールとしてまとめるのも良い。 |
| **■問い合わせ先** |
| 大阪府弁護士会　URL：http://www.osakaben.or.jp/index.phpまたは　市町村教育委員会経由で大阪府教育庁市町村教育室小中学校課生徒指導グループまで |

**【指導例６】　無料通話アプリでおこるいじめ**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **無料通話アプリでの友人同士のやりとりが、いじめに発展していく様子を疑似体験し、インターネット上でおこるいじめの課題に気づき、解決策を考えることで、ネットでのいじめを防止する。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象：**小学生（主に高学年）、中学生、保護者**時　期：**通年 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　インターネット上でおこるいじめについて考える。**○インターネット上のいじめについて、どんなものがあるか意見を出し合う。**２　なぜインターネット上でいじめがおこるのか考える。**○パワーポイント教材「友だち同士のＳＮＳ上でのいじめ事例」を提示する。　・役割分担して、会話を再現する。《友だち同士のＳＮＳ上でのいじめ事例》同じクラブの友だち同士が、無料通話アプリでやりとりをする中で、ちょっとしたきっかけで一人を攻撃するようになり、いじめに発展する　○なぜ、いじめに発展したと思うか？　　　・文字だけのやりとりは、お互いの表情が分からず、内容が誤解されて伝わった。　　　・無料通話アプリのやりとりだと、相手の反応がわからにくいために、深く考えずにメッセージを送り、どんどんエスカレートしてしまうのではないか。○どうすればいじめに発展しなかったのか？ 　・無料通話アプリ等では相手が誤解するような内容や書き方はしない。　　・たとえ軽い気持ちであっても、人の悪口などは書き込まない。　 ・大切なことは、直接会って伝えるようにする。**３　これから自分はどうするかを考える**○無料通話アプリ等を使うとき、今後どうしていくか。　・自分はいじめや人の悪口などの書き込みはしない。　・携帯アプリ等のルールは相手があるので、一人だけでなくみんなで決めたい。 | ・疑似体験させることで客観的に事例について考えさせる。・なるべく多くの児童生徒に役割演技をさせる。・発展として、無料通話アプリ等のルールづくりをするのも良い。 |
| **■資料・問い合わせ先等** |
| 資料：「友だち同士のＳＮＳ上でのいじめ事例」（平成２８年度大阪府中学生生徒会サミット資料）URL：<https://doutoku.mext.go.jp/html/about.html>　（文部科学省　道徳教育アーカイブ）お問い合わせ先：大阪府教育庁市町村教育室小中学校課生徒指導グループ |

**【指導例７】　ネット・SNS安全教室**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **インターネットに潜む危険性を認識し、利用に際してのルールを理解することで、児童・生徒がネットトラブルの被害者にも加害者にもならないようインターネットを適切に利用できるようにする。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象**：小学生、中学生**時　期**：通年 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　インターネット上でのやりとりに関するトラブルについて考える。**・無料通話アプリやSNS、オンラインゲーム等でのトラブル例を挙げ、課題や注意点について考える。**２　個々の具体的な事例について考える。**・動画やパワーポイント教材から考え、それぞれの問題点と解決策について意見を交換する。〇ゲーム課金でのトラブル　　　　「お金」と「時間」の使い方について考える。〇写真の拡散知らない人に見られる怖さや、拡散すると削除できないことを知る。〇見知らぬ人とのやりとり　　　　ネットで知り合った人とは絶対に会わないことを確認する。〇SNS上でのトラブル直接会って話すことの重要性を理解する。**３　インターネット利用の注意点を確認する。**・ネットトラブルにならないための注意点を確認する。・トラブルの際は大人に相談することを伝える。**４　インターネット利用のルールをつくる。**・学習を振り返り、自分たちで、適切な利用についてルールづくりを行う。 | ・クラスの実態に配慮して、意見を出し合う。・具体例を示し、何が課題なのかをおさえる。・悪意がなくても、大きな問題につながることをおさえる。《指導の工夫例》・誹謗中傷が「名誉棄損罪」、悪乗りで投稿した動画が「威力業務妨害」、オンラインゲームに他人のID等でアクセスすると「不正アクセス禁止法」に問われる等、法律の観点からも問題であることを盛り込んでもよい。・具体的な相談先を示す。・KJ法などを活用する。 |
| **■資料等** |
| 「小学生のためのネット・SNS安全教室」（「大阪の子どもを守るネット対策事業　事業報告書　＆　適切なネット利用のための事例・教材集」より：大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課、（一社）ソーシャルメディア研究会） |

**【指導例８】　みんなで考えよう！　インターネットの使い方**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **SNSでの不適切な行為の投稿や、自分の画像や個人情報の送信による被害（いわゆる「自画撮り被害」）等の危険性を知り、被害にあわないように適切な使い方について考える。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象**： 中学生以上・保護者**時　期**： 通年 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　SNS等の利便性及び危険性について意見を出し合う。**・便利だが使い方によっては犯罪につながる可能性があることを確認する。**２　以下の例をもとに、具体的な危険性について考える。**○SNSでの不適切な行為の投稿　【誹謗中傷、爆破や殺人の予告、噂話、無許可の画像、個人情報、等】○ID、パスワードの不正利用【なりすまし、等】○動画「ＳＴＯＰ！　自画撮り被害！」の自画撮り被害の例　○ネットを通じて勧誘されることが多い、いわゆるＪＫビジネスについて**３　これまでの自分の使い方を振り返り、今後どうするかを考える。**・使い方によっては、知らない間に犯罪の被害者にも加害者にもなることを確認する。**４　被害の未然防止のため**大阪府青少年育成条例での規制について紹介するまた、各種の相談機関の相談窓口についても紹介する。 | ・クラスの実態に配慮して、意見を出し合う。・法的な視点も示しながら危険性を押さえる。【刑法、府迷惑防止条例、等】・悪意がなくても、大きな問題につながることを押さえる。・自分の使い方をしっかりと振り返らせる。・具体的な相談先を提示する。 |
| **■資料等** |
| ・「自画撮り被害防止啓発資料」（警察庁）URL：<https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/measures/public_relations.html>・「知っていますか？ネットに潜む危険」（「大阪の子どもを守るネット対策事業　事業報告書　＆　適切なネット利用のための事例・教材集」より：大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課、（一社）ソーシャルメディア研究会）・大阪府青少年育成条例（大阪府青少年・地域安全室青少年課）URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000487.html>相談窓口の一覧URL青少年を取り巻くインターネット上の有害情報対策　:　<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/jorei/firutaring.html>大阪府青少年健全育成条例の運用　:　<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/jorei/zigadorihigai.html> |

**【指導例９】　携帯ゲームとの向き合い方**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **保護者が、小学校低学年の利用が多い携帯ゲーム機の使用に伴う課題とその対策や、保護者の関わり（フィルタリングやペアレンタルコントロール）について知り、適切な使用方法や子どもに携帯電話等を持たせる際の留意すべきポイントについて考える。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象**：小学生の保護者**時　期**：ＰＴＡ研修会や入学式等の保護者が集まる時期 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　携帯ゲーム機の普及状況と課題について知る。**・子どもの通信機器所持率のデータから、小学生の多くが携帯ゲーム機を所持し、携帯ゲーム機を通じてネットを利用していることを知る。・携帯電話や携帯ゲーム機の課題は「時間（ネット依存）」・「お金（金銭トラブル）」・「コミュニケーション（見知らぬ人とのネット上の出会い）」3つであることを理解する。**２　安心して使わせるための方法を知る。**・携帯ゲーム機の機能を制限する「フィルタリング」と「ペアレンタルコントロール」について知る。**３　携帯ゲーム機の機能を制限する方法を体験する。**・実際にデモ機を操作して、「フィルタリング」と「ペアレンタルコントロール」の設定や解除方法について体験する。**４　本日の学習について振り返る。**　子どもと話し合い、親子で納得したルールづくりも必要。《指導の工夫例》・授業参観や保護者懇談会等の場を活用して、子どもと保護者が一緒に学習し、どのようなルールが必要なのかを話し合うなどの工夫も考えられる。 | ・携帯ゲーム機が子どものネット利用につながることを押さえる。・ゲーム機使用のルールやフィルタリングの設定等が、将来、携帯電話を持つ際の留意点につながることを押さえる。・家庭で子どもと話し合いルール作りを行うよう促す。 |
| **■資料等** |
| 小学校の保護者向け学習講座「子どもとゲーム機の向き合い方」（「大阪の子どもを守るネット対策事業　事業報告書　＆　適切なネット利用のための事例・教材集」より：大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課、（一社）ソーシャルメディア研究会） |

**【指導例１０】　情報の伝わり方について考えよう**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **情報が不特定多数の人に瞬時に伝わってしまうインターネットの特性について理解し，個人情報の流出や拡散を防止するための行動について考えさせる。** |
| **■対　象・時　期** |
| **対　象**：小学生（中～高学年）**時　期**：通年 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　カードを使って、（個人）情報の伝わり方を体験する。**○５～10枚（実施状況に応じて増減）のカードに好きな数字を書き、そのうち半分に自分の名前を書く。自分の持っているカードをクラスの友達と1枚ずつ交換する。　すべてのカードを交換した後に、誰にどのカードを渡したのかを振り返る。・誰に何のカードを渡したか、数枚程度なら覚えていても、渡す対象が広がると確かめられないことを知る。・SNS・インターネット等の利用人数は、学級や学年の人数と比較できないほど膨大であることを理解する。**２　インターネット上に出てしまった（個人）情報の行方について確認する。**・インターネット上で公開された画像や文章は世界中で見たりコピーしたりできる。・一度インターネット上で公開された画像や文章を完全に削除するのはとても難しい。※時間があれば、実際に流出した画像などを見て、問題点を考える。**３　個人情報の流出を防ぐための行動について考える**・個人情報はインターネット上にアップしない。・それ以外の情報についても、本当にアップする必要があるかを考える。・アップするときは大人の許可を取る　など | ・カードに書いた名前が個人情報にあたることを知らせる。・自分の生活の中のインターネットの使い方と重なる部分がないか考えさせる。・インターネットに触れる機会の少ない児童生徒にも、自分が使うとしたら、という観点で考えさせる。 |
| **■資料等** |
|  |

**【指導例１１】　身近にひそむネット依存**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **「ネット依存」と呼ばれる状態に陥ることを未然に防ぐために、健康や社会生活等を意識しながら、インターネットの適切な活用方法を考えさせる。** |
| **■対　象・時　期** |
| **対　象**：小学生（高学年）・中学生、保護者（児童・生徒と保護者で合同実施しても良い）**時　期**：通年 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| **１　放課後や休日の時間の使い方を振り返り、インターネットをどのくらい使っているかを確認する。**・「ネット依存」とはどんな状態のことなのかを理解する。**２　動画を見て、ネット依存について知る。**・前半を見て、まさやの良くないところ（ネットに依存しているポイント）を挙げる。・後半を見て、ネット依存の問題点を整理する。　コンテンツ依存とつながり依存。　ネット依存により引き起こされる問題。**３　ネット依存を予防するためにどうすればいいか考える**　・自分の時間の使い方を見直す。（時間表を修正する・新たに書く）《指導の工夫例》・発展的学習として、自身の時間の使い方を見直した例について意見交流する。・改善が難しい場合、その改善方法について学級で考えさせるなどを加えることも可能 | ・睡眠や家庭学習など、１日の時間の使い方を書き出し、後半の振り返りにつなげる。（図のような時間表に記入させる）・自分の生活の中でのネットの使い方と重なる部分がないか考えさせる・携帯電話やスマートフォンを持っていない児童生徒にも、自分が使うとしたら、という観点で考えさせるようにする・ネットの利用時間とともに、それぞれの生活習慣の改善につながるよう助言する |
| **■資料等** |
| ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～（動画教材と手引書）URL：<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm> |

**【指導例１２】　心の境界線**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **いじめをなくすためには、同じ状況であっても人によって感じ方が違うということを知ることで、「これ以上近づかれると嫌な気持ち」になってしまう「心の境界線」が人によって距離感が違うことを理解する。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象：** 小中学生**時　期：** 通年 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| （４～５人の班活動例）**１　班に「こんな時、どう思う？」　という場面１～７を提示する。**例　場面１：グループで遊びに行く場所が自分の知らないところで決まっていた。場面２：Aさんが、勝手に自分の知らない人に自分の携帯電話の番号を伝えた。場面３：運動が苦手なのに、体育大会の長距離走の選手に決まった。場面４：Bさんに、友達だけで撮った写真を、断りもなくSNSに投稿された。場面５：Cさんと遊ぶ約束をしていたが、Cさんが私の知らないDさんを急に誘った。場面６：夏休みの最後の日に、全然宿題をしていないEさんに、急に「宿題を見せて」と頼まれた。場面７：家に遊びに来た友だちが、大事にしているゲームソフトを無理やり持って帰った。**２　1人2枚ずつ「イヤイヤシール」を渡し、自分が嫌だと思った場面に貼っていく。**イヤイヤシール（例）→（＞＿＜）**３　班の全員が貼り終わったら、感じたことを交流し、自分の体験をふりかえる。****４　班で交流した内容を、学級全体で発表し、ふりかえりシートに感想を記入する。**・みんなそれぞれ嫌だと思う度合いが違うことがわかった。　・自分では意識せずに、人が嫌がることをしている場合があることがわかった。　・いじめをなくすためには、自分も友だちも大切にしようと思った。 | ・学級や個別の児童生徒の状況に配慮しながら、場面を設定する・すべての場面をSNS上や携帯電話に関係するものに設定してもよい・境界線を侵害された時の対応について、指導者がモデルを提示してもよい。 |
| **■出典** |
| 「いじめ対応プログラム２」（大阪府教育庁）URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>　 |

**【指導例１３】　問題解決の4段階**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **いじめやいじめに発展しそうなトラブルが発生する前に、問題解決をするための多様なアイデアを出す練習をすることで、子ども同士で何が問題になっているかを認識し、子ども自身が問題解決する能力を高める。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象：** 小学生・中学生**時　期：** 通年 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| （４～５人のグループ活動例）**１　具体的な事例をもとに、（ア）～（エ）の4段階の考え方を使って、問題の解決策を探っていく。**＜例＞　同じ部のAさんとBさんが、部活動の練習をめぐってケンカになった。Aさんが、SNS上でCさんだけに、Bさんの悪口をいった内容が、部活動のSNSグループで広まってしまい、お互いに部活動に行きづらくなってしまった。（ア）「何が問題？」今、問題となっていることを1つ考え、具体的な問題点、自分自身の課題、相手に望むことの3つの点で整理する。（イ）「何ができるか考えよう。」問題解決のためにできることを、できるだけ多くアイデアを出し、書き出す。（ウ）「選んで試そう。」アイデアの中から、問題解決に有効だと思われるものを選び、どうなるか想像してみる。（エ）「うまくいかなかったら見直そう」うまくいかなかったら、なぜうまくいかなかったかを考え、（イ）に戻って再びアイデアを出し合い、有効と思われるアイデアを試してみる。**２　実施した感想や気づいたことをグループで交流し、自分の体験をふりかえる。****３　グループで交流したことを学級全体で交流し、ふりかえりシートに記入する。** | ・具体的な問題は、グループで考えても、指導者が提供してもよい。その際、特定の個人を攻撃することがないように配慮する。・様々なアイデアを否定せずに受け入れ、意見の交流が進むように促すが、暴力的な解決のアイデアは出さないように、注意を促す。 |
| **■出典・資料** |
| 「問題解決の４段階」ワークシート（「いじめ対応プログラム２」（大阪府教育庁））URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>　 |

**【指導例１４】　I（アイ）メッセージで伝える**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **「I（アイ）メッセージ（「わたしは」で始まる言葉）」の形で自分の意思を伝える練習をすることで、円滑な人間関係をつくる力を育む。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象：** 小中学生**時　期：** 通年 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| （２～３人のペアまたはグループ活動例）**１　指導者が設定した下記のような場面のロールプレイ（「あなたが～」で始まるメッセージで攻撃的に感情を伝え、失敗する例）を見せる。**　　　例：①友だちに本を貸していたが、約束の日を過ぎても返してくれない。　　　　　　②友だちと映画を見る約束をしていたが、友達が、連絡もなく３０分も遅れて、ようやく来た。　　　　　　③明日のテスト範囲を教えてもらおうと、夜に友だちにメールをしたが、返信がなかったので、テスト範囲が結局わからなかった。**２　ロールプレイの状況を黒板に書き、ワークシートに「わたしは…」で始まる「I（アイ）メッセージ」を考える。****３　２人１組（または３人１組）をつくり、お互いにつくったメッセージを交流する。****４　交流した感想をグループで交流し、自分の体験をふりかえる。****５　グループで交流したことを、学級全体で交流し、ふりかえりシートに記入する。** | 学級や個別の児童生徒の状況に配慮しながら、具体的な例を設定する。考えやすいように、指導者が「I（アイ）メッセージ」の例を１～２つ提示してもよい。 |
| **■出典・資料** |
| 「I（アイ）メッセージで伝える」ワークシート（「いじめ対応プログラム２」（大阪府教育庁））URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>　 |

**【指導例１５】　外部講師の研修から学校の取組みへ**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **携帯電話等の適切な使用について、外部講師の講座実施を契機に、学校での継続的な指導や児童生徒の主体的な取組みに発展させることで、児童生徒への定着を図る。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象：**小中学生・教職員・保護者**時　期：**外部講師による携帯安全講座開催にあわせて |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| ＜外部講師による講座の例＞各携帯キャリア会社・ネット関連企業等による携帯安全講座大阪府警察本部による講座、大阪府消費生活センターによる講座ｅ‐ネットキャラバン（一般財団法人マルチメディア振興センター）　等【例：ネットでの不用意な投稿による個人情報の流出について】**１　外部講師による児童生徒対象の講座の前に、事前に教職員研修を行う。**ネット上で投稿した画像やその他の情報をもとに、個人情報が特定され、ネット上で公開されたり、その情報をもとに犯罪に巻き込まれたりする危険性とその対処方法について、教職員が事前に知る。**２　外部講師による児童生徒や保護者対象の講座を行う。**　　　児童生徒と保護者合同の講演会を行い、講演会後、家庭でのルールづくりについて児童生徒に考えさせる。（【指導例１】）**３　講座を受けて学校での取り組みを行う**　＜児童生徒＞・正しい使い方について自分たちで考え、児童会・生徒会で学校のルールづくりを行う。（【指導例４】）・注意喚起ののぼりを作成し、商店などの協力を得て地域に発信する。　＜保護者＞・家庭でのルールづくりとともに、使用するアプリや機能の確認や、フィルタリング等の設定などを促す。（【指導例２】参照） | ・児童生徒の携帯、インターネットの使用の実態を知り、課題を認識する・参観日など、保護者が集まりやすい時に実施する・子どもと保護者を一緒に受講させるかどうかは、内容による。 |
| **■資料等** |
| 外部講師による講座の情報は、「[携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム―追加資料―（平成30年2月更新）」](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/keitainett-puroguramu-tuikasiryou-kousinn30h.pdf)等を参照URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/> |

**【指導例１６】　高校生とともに学ぶ「携帯・スマホルール」**

|  |
| --- |
| **■ねらい** |
| **小・中学生に年齢の近い高校生とワークショップを行い、携帯電話の良さや危険性などを出し合い、まとめる作業に取り組むことで、携帯電話の適切な使い方を促す。** |
| **■対象・時期**  |
| **対　象：**小中学生**時　期：**ルール導入時 |
| **■展開例** |
| 指導の流れ | 留意点 |
| （４～５人のグループ活動例）事前準備として、高校生が自校で協議を行い、自校の「携帯電話とスマホの利用マニュアル」を作成する。**１　携帯電話やスマートフォンの「役立つ所」と使う上で「気を付けた方が良い所」について話し合う。**各グループの進行役を高校生が担い、グループで話し合いを進める。・「役立つ所」（〇）：～の機能が～の時に便利、友人関係が良くなった。　等・「気を付けた方が良い所（△×）：～の危険性がある、関係が気まずくなった。　等**３　進行役が2種類のカード（〇と△×）を配り、各自で、より良い使い方や危険を回避する方法についての意見やアイデアを書いてもらう。**・出た意見やアイデアをリーダーが整理し、グループの協議内容をまとめる。**４　各グループで出た意見を全体で発表する**　**４　高校生が、自校で作成した「携帯電話とスマホの利用マニュアル」も参考にしながら、まとめをする。** | ・年齢の近い高校生が進行することで話しやすい雰囲気を作る。・KJ法やブレーンストーミングの手法を取り入れてもよい。※ブレーンストーミング：質より量、どんな意見も歓迎、批判しない、出されたものの改善や組み合わせもOK）安心ルール（傾聴、パスOK、守秘）・ 話し合う方法を、児童生徒にしっかりと理解させてから始める。 |
| **■資料等** |
| 「安全で安心な学校づくり人権教育COMPASS」（大阪府教育センター）「高校生が教える先生・保護者のためのLINE教室」（学事出版） |